

広島市告示第 397 号
令和元年 12 月 25 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 山本ショッピングセンタービル
- (2) 所在地 広島市安佐南区山本一丁目 11 番 2 号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ
代表取締役 佐藤 秀晴
北九州市小倉南区上葛原二丁目 14 番 1 号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンリブ
代表取締役 岩切 陽親
北九州市小倉南区上葛原二丁目 14 番 1 号

(変更後) 株式会社サンリブ
代表取締役 佐藤 秀晴
北九州市小倉南区上葛原二丁目 14 番 1 号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

別紙のとおり

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成 24 年 6 月 5 日

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

別紙のとおり

5 届出年月日

令和元年12月12日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和元年12月25日から令和2年4月27日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和2年4月27日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(変更前)

名 称	代表者	住 所	変更年月日・理由
株式会社サンリブ	代表取締役 岩切 陽親	北九州市小倉南区上葛 原二丁目14番1号	
有限会社二葉屋	代表取締役 岡本 慶子	広島市中区住吉町2番 5号	
株式会社ヤマスイ	代表取締役 加島 卓司	広島市西区商工センタ 一一丁目2番3号	
丸珠物産株式会社	代表取締役 小林 信一	北九州市小倉北区西港 町94番地9	
東洋食品株式会社	代表取締役 黒田 要一郎	北九州市門司区黄金町 6番28号	
有限会社コスモ 企画	代表取締役 波佐本 栄二	広島県山県郡安芸太田 町大字板ヶ谷1584 番地の1	平成31年4月3 0日・退店

(変更後)

名 称	代表者	住 所	変更年月日・理由
株式会社サンリブ	代表取締役 佐藤 秀晴	北九州市小倉南区上葛 原二丁目14番1号	平成24年6月5 日・代表者交代
有限会社二葉屋	代表取締役 岡本 慶子	広島市安佐南区山本一 丁目11番2号	前回届出時住所誤 り
株式会社ヤマスイ	代表取締役 山田 千恵	広島市西区商工センタ 一一丁目2番3号	平成26年11月 30日・代表者変 更
株式会社丸珠物産	代表取締役 小林 信一	北九州市小倉北区西港 町94番地9	前回届出時名称誤 り
東洋食品株式会社	代表取締役 黒田 要一郎	北九州市門司区黄金町 6番28号	